

行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成17年6月28日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：1002会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者

（メンバー）

座 長	塩 野	宏
	大 森	彌
	大 森	政 輔
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	田 村	新 次
	堀 田	力

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	田 村	政 志
大臣官房審議官	関	有 一
総務課長	伊 藤	孝 雄
行政相談課長	秦	博 之
行政相談業務室長	安 治	川 博

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

- 日本学生支援機構の奨学金支給の改善

（2）既付議事案の現況等

- ① 国勢調査等の調査員の身分を示す証票に顔写真を貼付することについて（検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査）
- ② 教育訓練給付金の支給申請手続の見直し

5 議事

(塩野座長)

第67回行政苦情救済推進会議を開催します。

本日の議題は、新規付議事案一件、既付議事案三件、その他となっております。まず、「日本学生支援機構の奨学金支給の改善」について、事務局から説明願います。

(1) 新規付議事案の審議

- 日本学生支援機構の奨学金支給の改善

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 4月は、授業料の納付をはじめ教科書や教材の購入等に多額の出費を必要とする時期であるので、4月分の奨学金を4月中に支給するようにしてほしい。

(塩野座長)

今の説明についての御質問、あるいは本事案についての御意見を頂きたいと思います。

(田村委員)

奨学金の支給を受けている大学生は、国公立と私立に分けると、国公立が多い状況ですか。

(室長)

私立大学は学生数が多いので、奨学金の支給を受けている者の数は私立が多くなっています。

(大森彌委員)

機構は独立行政法人ですので、中期目標を国が定めて、中期計画及び年度計画を機構が定めますが、その際必ず評価委員会が関与しています。16年度、17年度の年度計画をみますと、早期交付についての準備を進めるという計画になっており、16年度実績について評価委員会の評価を受けていると思います。評価委員会の評価がどうなっているかということを確認しておく必要があります。評価委員会が厳しくみて改善させれば済むことかも知れません。

(室長)

確認します。

(加賀美委員)

方向として、早期交付の準備を進めているということは分かりましたが、その準備というのはどれくらいの期間を要するのですか。

(室長)

機構としては、貸与者も多く、また、大学も多いので、オンラインで結ばれてはいるものの、手続上、事務処理を具体的にどのようにやっていくかについて、大学の協力も得なければならないということで、その点をこれから詰めていきたいとしています。

(加賀美委員)

大学院生の場合は4月に支給できて、なぜ大学生は4月に支給できないのですか。

(室長)

大学院生は独立生計者とみなされ、生活費としての必要性が高いということが理由のようです。

(加賀美委員)

逆に大学院に行けるような人はある意味で余裕があり、大学生の方がもっと厳しいとも思います。大学院生に早期支給できるのであれば、大学生にもできるのではないかと 생각합니다。

(堀田委員)

もう全然、議論の余地はなく早期支給を促進すべきと思います。

(加藤委員)

事務手続から見ますと、奨学金の支給に伴う手続が遅れ気味というのは、良いこととは思いません。別の角度からの議論になりますが、実際の解決手段として、当初の支度金とでもいうものを設ける方法もあるのではないのでしょうか。

(室長)

お話のありました初年度の支度金については、制度があり、支給額は30万円です。

(加藤委員)

継続者でも、学年が切り替わるということで支度金が出ないのですか。

(室長)

継続者には支度金の制度はありません。

(塩野座長)

入学のときだけにお金がかかる訳ではありません。非常に皆勉強するようになりまして、まじめに教科書を買うようになりまして。各学年で教科書を買うとなると、4月にお金がかかります。毎年4月というのは、教える側にとっては一番大事な時期で、そこで教科書を買っておいてくれないと困るのです。

この事案について、機構がやりますと言っているのです、私どもとして、何かやり方に

ついてサジェスションができれば非常に良いのですけれども。

(室長)

具体的に、どこがネックで、どういうやり方をすればスムーズに行くのか、議論をして検討していきたいと思います。

(塩野座長)

他者から言ってくると、機構もやりやすいという点があるかも知れません。

(大森政輔委員)

事務的に最大の努力をしてできるものなら、それは好ましい策であることは間違いありません。多分、遡って返戻をする事情が生じた時に困ることが唯一の支障かなと思いますが、そういう確率がどれぐらいあるかということは、バランスの問題です。やるという決断をさせる方向で押していい案だと思います。

(塩野座長)

準備を進めるということであるので、やる気はあるが、どこかに問題があるという状況のようであり、もう一押しすべきというのが満場一致の意見としてまとめたいと思います。

(2) 既付議事案の現況等

- ① 国勢調査等の調査員の身分を示す証票に顔写真を貼付することについて（検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査）

《室長から、事案を端緒に実施する調査の概要を説明》

(調査の概要)

- 国等が行う検査・調査等業務において、業務が円滑に実施されつつ、かつ、その客体である個人又は法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を可能な限り推進していくことが求められており、検査・調査等業務従事者の身分を示す証票の記載事項等についてその実態を調査し、所要の改善に資する。

(堀田委員)

大変良い調査で、適切だと思います。国民は、行政機関が調査に来たとき、全ての調査員証に共通して、例えば顔写真が必ず貼ってあって、割印がしてあるとか、そういうふうに分まっていれば、非常に安心できます。もし、そこまでこれを持っていければの話ですけれども、結果によっては、「国民に対して、「これから行政機関等の調査があるときは、必ず身分証、調査員証ないし免許証の提示を求めてください。そしてそれには、必ず顔写真が貼ってあって、割印がしてあるはずだから、そういう所を確認してください」と、そういう広報を国民にしたいと思うがどうか」、ということに合わせて、省庁から聴いてほしい。要するに、国民の信頼が第一ですから、調査員証等にそういう共通要素があれば非常に見分けやすい。単に写真を確認したい人だけでなく、国民に確認する

ポイントを教えるという広報も必要かと思います。

(塩野座長)

今の話は、まさに行政手続における行政調査一般論に結びつくもので、これを端緒に、そういう問題意識が各省に定着してくればいいと思います。

(2) 既付議事案の現況等

② 教育訓練給付金の支給申請手続の見直し

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 居住地を管轄する安定所以外で教育訓練給付金の支給申請手続ができないのは納得できないので改善してほしい。

(塩野座長)

行政手続法上、申請に対する審査応答義務の問題等いろいろな問題がありますが、申請人のことを考えますと、結論的には、申請者の居住地を管轄する安定所への申請という現在の方法を原則としつつ、一定の場合申請者の勤務地と管轄する安定所でも受付・審査を行うという方向で、皆さんの同意が得られれば、まず改善の第一歩だということに理解します。

以上